

※本制度は財源に国費が
充当されています。

厚木市は親元への 近居・同居を応援します

同居の場合は

最大 **100万円** 補助！

近居なら
最大80万円



厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金制度の概要

※令和9（2027）年度までの期間限定事業です。

市内への定住人口の増加を図るとともに、親世帯と子世帯が近居・同居により、バランスの取れた人口構成による若年世代から高齢者まで互いに支え合えるまちづくりの実現を目指し、市外に居住する方が、新たに市内で近居・同居を始める際に、住宅取得の費用や同居のための改修費用について補助します。

補助金を申請できる方

- ・親世帯が1年以上厚木市に居住している方で、親世帯と近居・同居のため、住宅の取得後又は改修後に、市外から転入する子世帯の方（転入する日以前厚木市に1年間住民登録のない方）
- ・補助対象住宅に10年以上近居・同居をする予定の方
- ・住宅の新築工事若しくは購入の契約者（子世帯の世帯員）又は既存住宅の増改築の工事（改修工事を含む）の契約者（親世帯若しくは子世帯の世帯員）
- ・世帯に外国人を含む場合は、永住権を有している世帯
- ・厚木市定住促進子育て世帯住宅取得支援事業補助金の交付を受けていない世帯

住宅取得補助金

- ・子世帯が新たに近居又は同居を開始するために、住宅を新築又は購入した経費に補助
- ・戸建て又は分譲マンション等の住宅
- ・中古住宅の場合は、新耐震基準を満たしていることが証明できる住宅
- ・補助対象世帯員の所有であって、かつ、所有権の保存又は移転の登記がされている住宅
- ・取得に係る経費（土地及び建物を一括購入する場合にあっては、当該土地の購入に係る経費を含む）が500万円以上の住宅
- ・対象経費は、住宅建設に係る工事費用又は購入費用（ただし、物置、車庫、外構工事、先行して取得した土地代等は除く）

申請期間

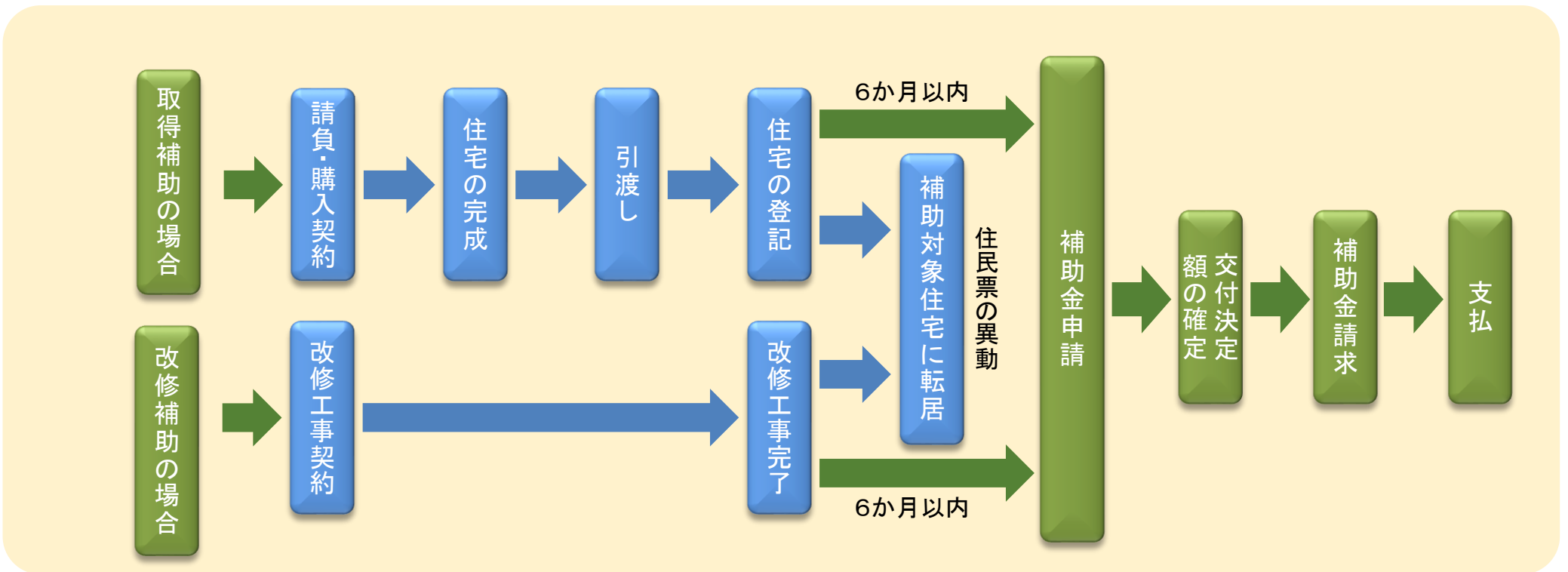
- ・住宅取得補助金は、補助対象住宅の登記の受付年月日の翌日から起算して6か月以内に申請
- ・住宅改修補助金は、補助対象住宅の工事が完了した日から6か月以内に申請



住宅改修補助金

- ・同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する経費に補助
- ・補助対象世帯員の所有であって、かつ、補助対象世帯員の名義（共有名義を含む。）で所有権の保存又は移転の登記がされている住宅
- ・新耐震基準を満たしていることが証明できる住宅
- ・改修費用の合計が50万円以上の改修工事で、補助対象世帯員により改修工事の契約がなされた住宅
- ・対象経費は、間取りの変更、バリアフリー改修、設備改修及び浄化槽の入れ替え等、世帯員の増加に伴い必要となる工事費用（単なる模様替え、経年劣化に伴う修繕は対象外）

申請手続の流れ



補助金額

補助メニュー		補助金額	基本額	加算額			最大補助額
				申請者に中学生以下の子がいる場合	申請者(配偶者を含む。)が、40歳未満の場合	補助対象住宅が定住促進地域※にある場合	
住宅取得	同居	60万円	10万円	10万円	10万円	10万円	100万円
	近居	40万円					80万円
住宅改修	同居	補助対象経費の10分の1 (20万円を限度)					補助対象経費の2分の1以内

※定住促進地域：依知北地区、睦合北地区、荻野地区、小鮎地区、玉川地区、緑ヶ丘地区、森の里地区、毛利台1丁目～3丁目、王子1丁目

補助金交付要綱概要

区分	項目	内容
定義	親世帯	子世帯の世帯主又はその配偶者の親であって、1年以上引き続き本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されている世帯をいう。(介護保険施設等に入所し、又は入居している者を除く。)
	子世帯	親の一親等の直系卑属(その配偶者を含む。)で構成される世帯(単身世帯を除く。)をいう。
	子育て世帯	子世帯において中学生以下の子又は妊婦を含む世帯員で構成される世帯をいう。
	同居	子世帯と親世帯が同一の住宅(同一敷地内の別棟を除く。)に居住することをいう。
	近居	市内に親世帯が居住している子世帯が、市内に住宅を新築又は購入して居住することをいう。
	勤労者等	事業所又は事務所と雇用契約を締結した者であって、その者の1週間の所定労働時間が20時間以上である者をいう。ただし、申請日において、市内に在勤する期間が継続して1年以上の者であること。
補助対象等	補助対象者	親世帯と近居・同居のため、住宅の取得後又は改修後に、市外から転入する子世帯であること(転入する日以前厚木市に1年間住民登録のないこと)。 交付対象住宅に継続して10年以上近居又は同居をする予定であること。 住宅の新築工事若しくは購入の契約者(子世帯の世帯員)又は既存住宅の増改築の工事(改修工事を含む)の契約者(親世帯若しくは子世帯の世帯員)であること。 申請日において、補助対象世帯員が、納期限が到来している市税等の滞納がないこと。 補助対象世帯員が、厚木市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
	補助対象住宅	市内に建築された戸建て住宅又は分譲マンション等であること。 建築基準法その他関係法令の基準を満たし、かつ耐震基準を満たした住宅であること。 補助対象世帯員の所有であって、かつ、所有権の保存又は移転の登記がされている住宅であること。
補助金の種類	住宅取得補助	子世帯が新たに近居又は同居を開始するために、住宅を新築又は購入した経費に対する補助金 取得に係る経費が500万円以上 対象経費は、住宅建設に係る費用又は購入費用(土地の購入費用、外構工事等は対象外) ※ただし、土地及び建物を一括購入する場合にあっては、土地代を含む。
	住宅改修補助	親世帯の住宅を同居による世帯員の増加に伴い必要となる修繕、増築、設備改善等の機能向上に資する経費に対する補助金 改修費用が50万円以上 対象経費は、間取りの変更、バリアフリー改修、設備改修及び浄化槽の入れ替え等、世帯員の増加に伴い必要となる工事費用(単なる模様替え、経年劣化に伴う修繕は対象外)

問い合わせ

厚木市都市みらい部住宅課

電話046-225-2330

詳細はホームページでご確認ください。

厚木市 定住

検索

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>



二次元コード